

# 予防技術検定模擬テスト

## —解説付—

NO.201

**〔共通〕問1 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物における自衛消防組織の設置に関する次の記述のうち、消防法令上正しいものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物は法第8条第1項の防火対象物であり、地階は存しないものとする。**

- (1) 1階の床面積4,000m<sup>2</sup>が同表(3)項の用途に、2階から4階の各階床面積4,000m<sup>2</sup>が同表(4)項の用途に、5階から11階の各階床面積2,000m<sup>2</sup>が同表(5)項の用途にそれぞれ供されている11階建ての防火対象物の場合、同表(3)項の用途に供される部分の管理について権原を有する者及び同表(4)項の用途に供される部分の管理について権原を有する者は、それぞれ自衛消防組織を置かなければならぬ。
- (2) 1階の床面積4,000m<sup>2</sup>が同表(3)項の用途に、2階から3階の各階床面積4,000m<sup>2</sup>が同表(4)項の用途に、4階から10階の各階床面積2,000m<sup>2</sup>が同表(5)項の用途に、11階の床面積2,000m<sup>2</sup>が同表(3)項の用途にそれぞれ供されている11階建ての防火対象物の場合、同表(3)項の用途に供される部分の管理について権原を有する者及び同表(4)項の用途に供される部分の管理について権原を有する者は、それぞれ自衛消防組織を置かなければならぬ。
- (3) 1階から4階の各階床面積6,000m<sup>2</sup>が同表(4)項の用途に、5階から10階の各階床面積2,500m<sup>2</sup>が同表(5)項の用途にそれぞれ供されている10階建ての防火対象物の場合、同表(4)項の用途に供される部分の管理について権原を有する者は自衛消防組織を置かなければならぬ。
- (4) 1階から5階の各階床面積4,000m<sup>2</sup>が同表(4)項の用途に、6階から10階の各階床面積2,500m<sup>2</sup>が同表(5)項の用途にそれぞれ供されている10階建ての防火対象物の場合、同表(4)項の用途に供される部分の管理について権原を有する者は自衛消防組織を置かなければならぬ。

**〔消防用設備等〕問1 消防用設備等の基準の特例に関する次の文を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。**

- (1) 令別表第1(12)項イに掲げる防火対象物のうち、火薬類取締法施行規則に規定する危険工室にあっては、消防法令に規定する警報設備及び消火設備に関する技術上の基準は適用されない。
- (2) 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物のうち、一定の要件を満たす畜舎や搾乳施設等の畜舎に付随する施設（いわゆる畜舎等）にあっては、その規模、収容人員等に応じて消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設に関する技術上の基準の一部は適用されない。ただし、畜舎に付随する施設の範囲としては畜舎の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、当該畜舎と一体的に利用する施設であって、その管理について権原を有する者が当該畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものとされている。
- (3) 令別表第1に掲げる防火対象物の屋上部分が道路の用に供

されており、当該部分とその他の部分とが耐火構造の床、壁及び特定防火設備である防火戸で区画されており、かつ、当該部分の開口部に接する外壁は、耐火構造のひさし、床、そして壁その他これらに類するものにより、延焼防止上有効な措置がとられている場合は、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設に関する基準は適用しない。

- (4) 消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が、防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、令第2章第3節に規定する消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準（以下「消防用設備等の基準」という。）によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、当該基準は適用しない。

**〔消防用設備等〕問2 自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。**

- (1) 令別表第1(9)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が280m<sup>2</sup>のものにあっては、自動火災報知設備に代えて特小自火報を設置することができる。
- (2) 令別表第1(3)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する同表に掲げる防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていないものにあっては、自動火災報知設備に代えて特小自火報を設置することはできない。ただし、当該階段は屋外に設けられておらず、又は総務省令で定める避難上有効な構造も有しないものとする。
- (3) 令別表第1(5)項の用途に供される部分280m<sup>2</sup>と同表(5)項の用途に供される部分200m<sup>2</sup>からなる延べ面積480m<sup>2</sup>の同表(16)イに掲げる防火対象物にあっては、自動火災報知設備に代えて特小自火報を設置することができる。
- (4) 特小自火報を設置する際に、警戒区域が2以上で全ての感知器を運動型警報機能付感知器とする場合にあっては、当該感知器は火災の発生した警戒区域を特定することができるものとする必要がある。

**〔防火査察〕問1 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。**

- (1) 法第3条第1項の規定により消防吏員名で発動した屋外における物件等の除去命令に対する審査請求の期間は、行政不服審査法第18条第1項により命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内である。
- (2) 法第5条の2第1項の規定により消防長名で発動した防火対

## 問2 答 (3)、(4)

解説 救急救命士標準テキスト（改定第10版）P. 361に記載されている。

## 問3 答 (4)

解説 消防法第2条第9項参照。

## 〔救助〕

## 問1 答 (4)(ウ、エ、オ)

解説 生物剤検知器及び化学剤検知器は、同省令において特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の実情に応じて備える救助器具である。

## 〔原子力〕

## 問1 答 (4)

解説 「原子力施設等における消防活動対策マニュアル（令和4年3月一部改訂）」P. 27。出動途上において、サーベイメータの数値が急激に上昇した場合は、直ちに安全な位置まで退避するとともに、その旨を本部（通信指令室）に連絡し、その後の活動について指示を待つこと。

## 〔無線工学〕

## 問1 答 (2)

解説 PN接合に逆方向電圧を加え、PN接合部付近に光を照射すると、共有結合をしている電子が光エネルギーを受け取って、電子と正孔の対が発生する。これによってそれらがキャリアとなり電流が増加する。これを光起電力効果という。

## 〔国民保護〕

## 問1 答 (4)

解説 (1) 国民保護法第42条第3項参照。  
 (2) 国民保護法第70条第1項参照。  
 (3) 国民保護法第80条第1項参照。  
 (4) 国民保護法第98条第1項参照。武力攻撃災害の兆候を発見した者は通報を義務づけられている。  
 (5) 国民保護法第123条第1項参照。

## 〔警防〕

## 問1 答 (2)

解説 倒壊危険のある場合は、火面に平行しないよう直角に延長する。

## 消防司令問題

## 〔消防法規〕

## 問1 答 (4)

解説 (1) 市町村が維持管理するため、誤り。  
 (2) 市町村長は該当しないため、誤り。  
 (3) 該当するため、誤り。  
 (4) 正しい。  
 (5) 締結できるため、誤り。

## 〔消防時事〕

## 問1 答 (4)

解説 (1) 年ごとに増減があるため、誤り。  
 (2) ピークは7月もあるため、誤り。  
 (3) 約7割のため、誤り。  
 (4) 正しい。  
 (5) 環境大臣が議長のため、誤り。

## 〔地方自治制度〕

## 問1 答 (5)

解説 (1) 国庫委託金のため、誤り。  
 (2) 格差解消の機能もあるため、誤り。  
 (3) 国庫支出金は全て使途限定のため、誤り。  
 (4) 一時借入金の説明のため、誤り。  
 (5) 正しい。

## 〔救急〕

## 問1 答 (3)、(4)

解説 救急救命士標準テキスト（改定第10版）P. 231に、メディカルコントロールと事後検証についての記載がある。

## 問2 答 (2)、(5)

解説 救急救命士標準テキスト（改定第10版）P. 280に、暴言・暴力に関しての記載がある。

## 問3 答 (2)

解説 消防力の整備指針（救急自動車）参照。

## 〔警防〕

## 問1 答 (1)

解説 消防活動は迅速な救出・救護活動を最優先とし、かつ、二次災害防止等の安全管理を徹底し、消防部隊が相互連携し効果的な組織活動を行う。

## 予防技術検定模擬テスト

## 〔土建〕

## 問1 答 (4)

解説 法第8条の2の5第1項、令第4条の2の5。本設問は、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物のうち、令第4条の2の4第2号の規定により自衛消防組織を置かなければならないものを選んだ上で（令第4条の2の5第1項関係）、仮に当該防火対象物に自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分が複数あるときは、当該権原を有するものが共同して自衛消防組織を設置することとしているものを選ぶ設問である（令第4条の2の5第2項関係）。

- (1) 地階を除く階数が11以上の令別表第1(16)項に掲げる防火対象物であって、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分（同表第1(3)項口及び同表(4)項の用途に供される部分）が4階以下の階に存し、かつ、当該部分の床面積の合計が5万m<sup>2</sup>未満なので、そもそも自衛消防組織を設置する必要はなく（令第4条の2の4第2号イ(3)参照）、本選択肢は誤りである。
- (2) 地階を除く階数が11以上の同表第1(16)項に掲げる防

火対象物であって、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分（同表第1(3)項口及び同表(4)項の用途に供される部分）の一部が11階以上の階に存し、かつ、当該部分の床面積の合計が1万m<sup>2</sup>以上なので、自衛消防組織を設置する必要がある（令第4条の2の4第2号イ(1)参照）。一方、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分が複数あるときは、共同して自衛消防組織を置く必要があるため、令第4条の2の5第2項の規定を満たしておらず、本選択肢は誤りである。

- (3) 地階を除く階数が5以上10以下の同表第1(6)項に掲げる防火対象物であって、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分（同表第1(4)項の用途に供される部分）が4階以下の階に存し、かつ、当該部分の床面積の合計が5万m<sup>2</sup>未満なので、そもそも自衛消防組織を設置する必要はない（令第4条の2の4第2号口(2)参照）、本選択肢は誤りである。
- (4) 地階を除く階数が5以上10以下の同表第1(6)項に掲げる防火対象物であって、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分（同表第1(4)項の用途に供される部分）の一部が5階以上の階に存し、かつ、当該部分の床面積の合計が2万m<sup>2</sup>なので、自衛消防組織を設置する必要があることから（令第4条の2の4第2号口(1)参照）、本選択肢は正しい。

#### 〔消防用設備等〕

##### 問1 答 (2)

解説 防火対象物の防火安全性を確保するため、その構造、用途、規模等に応じて消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準が令第2章第3節にきめ細かく規定されており、社会情勢の変化や過去の火災の教訓等を踏まえた不斷の見直しも行われているところである。その一方で、防火対象物の防火安全性を確保しつつ、当該対象物の実態に即した柔軟な運用が求められる場合もあることから、消防用設備等の基準の特例に関する規定が設けられている。本設問は、その内容について問うものである。

- (1) 令第31条第1項、規則第32条の2。危険工室とは、火薬類取締法施行規則第1条第5号に「工室（製造所内で火薬類の製造作業を行うために設けられた建築物）であって、爆発又は発火の危険があるもの」と規定されており、同規則第4条第9号の2に「危険工室の発火の危険のある設備には、必要に応じて自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること」とされている。このように危険工室にあっては火薬類取締法令で消火設備の設置義務が課せられているため、重ねて消防法令で消火設備の基準を適用する必要はない（規則第32条第2項で令第2章第3節第2款の規定とあるのは、消火設備に関する基準のことである）が、火薬類取締法令で警報設備に関する規定は置かれていないと、消防法令に規定する警報設備の基準を順守する必要があり、警報設備に関する緩和規定は設けられていない。したがって、本選択肢は誤りである。
- (2) 令第31条第2項第1号、規則第32条の3。我が国における畜産業の国際競争力強化に向けた一層のコスト削減を図るため、令和4年以降、農林水産省が中心

となって「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」に基づく運用が行われている。これに対して畜舎等に係る消防用設備等の基準の適用については、従前は令第32条の規定に基づく運用が行われてきたところであり、その8割弱が消火器のみを設置すれば足りるとされていたが、当然のことながら管轄消防本部の消防長・消防署長の判断による部分もあったことから、実態に即した合理的で統一的な基準を定める必要があるという声が強くなってきた。このような状況の中、規制改革実施計画に基づき「予防行政のあり方に関する検討会」の部会である「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」における検討結果を踏まえ、順次規制の合理化が図られてきたところであり、本選択肢の内容は正しい。

- (3) 令第31条第2項第2号、規則第33条。防火対象物の屋上部分が道路の用に供されている場合であって、令第2章第3節第2款から第6款までの規定を適用しないこととするためには、「防火対象物の道路の用に供される部分とその他の部分とが、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。」という要件（規則第33条の2第1項第1号関係）と、「防火対象物の道路の用に供される部分の開口部に接する外壁は、耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するものにより、延焼防止上有効な措置がとられていること。」という要件（規則第33条の2第1項第2号関係）のいずれも満たす必要があるが、防火対象物の道路の用に供される部分とその他の部分との区画に特定防火設備である防火戸を設けても良いとしている本選択肢は誤りである。

- (4) 令第32条。昭和の時代から「消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき」、又は「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるとき」のいずれかの要件を満たせば令第32条の規定の適用が可能であり、消防用設備等の基準通りに消防用設備等を設置する必要はないとされていた。一方、平成14年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」の「基準認証等分野の基本方針」において、「技術革新に柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則として全て性能規定化できるよう検討を行う。」とされたことを踏まえ、平成16年6月に消防法に性能規定を導入する改正が行われ、新たに法第17条第3項の規定が設けられた。この改正により通常用いられる消防用設備等に代えて特殊消防用設備等を用いることができることになった訳だが、その際に令第32条の後段の要件は削除されたため、令第32条後段の要件が残っている本選択肢は誤りである。

##### 問2 答 (2)

解説 (1) 平成20年総務省令第156号第2条第1号イ。令和6年7月に「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成20年総務省令第156号）が改正され、新

- たに令別表第1(9)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が200m<sup>2</sup>以上300m<sup>2</sup>未満のものについても自動火災報知設備に代えて特小自火報を設置することができることとなったので、本選択肢は正しい。その背景として、令和6年に消防庁が省令改正を行う際に実施した意見公募の結果の中に、従来、特小自火報の設置が可能とされていた施設と比較して面積が同じであれば火災警報が伝わりにくく等の課題があるわけではなく、防火安全上の支障がないと判断したことが示されている。
- (2) 平成20年総務省令第156号第2条第1号イ。本省令が制定された平成20年当時、規則第23条第4項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物の場合、自動火災報知設備に代えて特小自火報を設置することができないとされていた（旧省令第2条第1号柱書）。その後の技術の進展等を踏まえた検討が行われた結果、令第21条第1項第7号に定める避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない防火対象物についても、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する機能を持つ特小自火報であれば、在館者に対し、有効に避難を促すことが可能となることから、防火安全上支障がないと判断され、令和6年7月23日以降は令第21条第1項第7号へに掲げる防火対象物であっても特小自火報を設置することができるよう改訂されたことから、本選択肢は誤りである。なお、「規則第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物」と「令第21条第1項第7号へに掲げる防火対象物」とは詳細に比較すると若干異なるのだが、説明が長くなってしまうため今回は触れないこととする。
- (3) 平成20年総務省令第156号第2条第1号ハ。令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（同表(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300m<sup>2</sup>未満のものに限る。）のうち、延べ面積が300m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>未満のもの（同省令第2条第1号ロに掲げるものを除く。）にあっては平成30年6月1日以降、自動火災報知設備に代えて特小自火報を設置することができることとされたので、本選択肢は正しい。
- (4) 平成20年総務省令第156号第3条第2項第2号。令和6年7月23日に同省令第3条第2項第2号の規定が新設され、従来は警戒区域が1の防火対象物に限り、特小自火報の全ての感知器を連動型警報機能付感知器にできることとしていたが、全ての感知器を火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器とする場合（その火災警報は警報音並びに火災である旨の情報及び火災の発生を感知した場所を周知する音声を組み合わせたものであることが求められている。）は、警戒区域を2以上とすることができるとされたことから、本選択肢は正しい。ちなみに、従来は特小自火報の全ての感知器を連動型警報機能付感知器とした場合であっても、警戒区域が1でなければ受信機を設ける必要があったが、令和6年7月23日に「特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成20年消防庁告示第25号）第2第5号の一部も改訂され、すべての感知器を火災の発生した区域と特定することができる連動型警報機能付感知器とすることにより、警戒区域を2

以上の場合でも受信機が不要となったことを付言しておこう。

### 〔防火査察〕

#### 問1 答 (3)

- 解説 (1) 行政不服審査法第18条第1項及び違反処理マニュアルにより正しい。
- (2) 法第5条の4及び違反処理マニュアルにより正しい。
- (3) 法第8条第3項の規定による防火管理者の選任命令に対する審査請求の期間は、行政不服審査法第18条第1項により命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であるので、誤り。
- (4) 行政不服審査法第18条第1項及び違反処理マニュアルにより正しい。

#### 問2 答 (4)

- 解説 (1) 逐条解説消防法及び違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 逐条解説消防法及び違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 逐条解説消防法により適当。
- (4) 法第3条第1項に基づく除去命令等には、法により公示が義務付けられていないので、不適当。

### 〔危険物〕

#### 問1 答 (1)

解説 完成検査前検査の対象となるのは、液体危険物タンクを有する製造所等における液体危険物タンクの設置又は変更の工事であり、例えば製造所における液体危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量以上のもの）も対象となる。

完成検査前検査に合格しなければ完成検査を受けることができず、完成検査前検査に合格した特定事項については、完成検査においては改めて検査を受けることを要しないこととされている（法第11条の2、令第8条の2参照）。

#### 問2 答 (4)

解説 一定の製造所等の所有者等は、危険物保安監督者を選任し、その者が取り扱うことができる危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければならないこととされており、危険物保安監督者を選任・解任したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。市町村長等は、危険物保安監督者が消防法令に違反したときは、その解任を命ずることができ、この命令に違反したときは、期間を定めて製造所等の使用の停止を命ずることができることとされている（法第12条の2第2項、第13条第1項、第13条第2項、第13条の24第1項参照）。